

令和6年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業Q & A (目次)

No.	Q
(補助金の交付について)	
1	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けるのでしょうか。
2	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。
3	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。
(補助対象事業所について)	
4	外国人介護職員を5月15日から6月15日まで雇用しました。この場合、本事業の利用は可能ですか。
5	外国人介護職員を令和7年3月の1か月間のみ雇用予定です。交付申請時点では、雇用契約を締結していません。この場合、本事業を申請することはできますか。
6	外国人介護職員Aさんを6月に半月間雇用して一度雇用が終了した後、同じ事業所で9月に半月間雇用した場合、合計して「1月以上雇用する」に該当し、本事業を申請することができますか。
7	X事業所において、外国人介護職員Aさんを半月雇用した後、同一法人が運営するY事業所においてAさんを半月雇用した場合、「1月以上雇用する」に該当し、X事業所又はY事業所は、本事業を申請することができますか。
(本補助の対象となる外国人介護職員について)	
8	外国人介護職員には、事業所での雇用期間中、どのような業務に従事させる必要がありますか。
9	派遣職員は、本事業の対象となりますか。
(補助対象経費について)	
10	それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要がありますか。
11	雇用する外国人介護職員Aさんの令和6年度の日本語学校への入学金・授業料を令和5年度内に支出しました。この場合、支出した入学金・授業料相当額は、補助対象となりますか。
12	外国人介護職員の日本語学校の入学金・授業料は60万円です。当該対象者について60万円のうち、30万円は本補助金を申請し、残りの30万円については他の補助金等を活用することは可能ですか。
13	インターネット回線使用料等は、本事業以外の目的で使用することが想定されますが、申請することは可能でしょうか。
14	日本語能力試験の受験料、学習費用は対象となりますか。
15	外国人介護職員向けのマニュアルの作成や購入に係る経費について、外国人を指導する日本人職員が使用するマニュアルについても、本事業の対象となりますか。
16	就労前の雇用条件説明時・就労後の業務指導時に通訳を依頼した場合の経費や翻訳代(就業規則、給与規則等)は、本事業の対象となりますか。
17	補助対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することはできますか。
18	補助対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与されました。その場合、「寄附金その他収入額」に計上し控除することですが、ポイントを使用する予定がない場合であっても、控除する必要がありますか。
19	補助対象経費の支払時に、保有していたポイントカード等の利用により、補助対象経費のうち一部又は全部の金額について、金額換算可能なポイントを利用しました。この場合、本補助金を申請することはできますか。
20	技能実習生は、入国後において、監理団体が実施する、上陸基準省令「技能実習1号口」第8号で義務付けられている講習を受講することになりますが、この講習経費を実習実施者である受入施設等が負担した場合は、補助金の対象経費となりますか。
21	特定技能1号の外国人職員の支援を登録支援機関に委託する場合、支援計画に含まれる「日本語学習の機会の提供」「日本人との交流促進に係る支援」に係る委託料は、補助金の対象経費となりますか。
22	雇用契約書を作成していない場合、雇用条件提示書や在職証明書等を提出すれば申請可能ですか。
23	需用費で書籍を購入する場合、コミュニケーションに関連したビジネス書等も補助対象ですか。
24	異文化理解のため、職員が博物館等を見学する経費は補助対象になりますか。
25	法人や事業所の職員が講師を務めて謝金を支払った場合、補助対象になりますか。
26	異文化理解、コミュニケーションに関する研修の講師に条件はありますか。

No.	Q	A
(補助金の交付について)		
1	補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けるのでしょうか。	その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。 ※東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。
2	補助金の書類は何年間保管する必要がありますか。	事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類※を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。 ※領収書等
3	補助金の申請は、必ず介護保険事業所を運営する事業者が行うのでしょうか。	介護保険事業所を運営する事業者（法人）名で手続きを行います。 各申請書等に使用する印鑑は、全て法人の実印を使用します。 また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。 なお、法人の実印を他の印に代えることはできません。印影の刷り込み印刷も認められません。
(補助対象事業所について)		
4	外国人介護職員を5月15日から6月15日まで雇用しました。この場合、本事業の利用は可能ですか。	不可です。 この場合、5月15日が雇用開始日なので雇用期間は6月1日から起算しますが、6月15日が雇用終了日なので、雇用期間は5月30日までを算定することになり、対象事業所要件のうち、外国人介護職員を「1月以上雇用する事業所」という要件を満たしません。
5	外国人介護職員を令和7年3月の1か月間のみ雇用予定です。 交付申請時点では、雇用契約を締結していません。この場合、本事業を申請することはできますか。	申請できます。 外国人介護職員を1月以上雇用していれば、必ずしも交付申請時点で雇用している必要はありません。 なお、交付申請時点で雇用契約を締結していない場合は、雇用契約書の代わりに、「雇用予定確認書（交付申請書類の参考様式1-①）」を提出してください。本参考様式には、雇用予定の外国人の氏名、雇用予定期間、勤務先事業所名、を記載していただきます。
6	外国人介護職員Aさんを6月に半月間雇用して一度雇用が終了した後、同じ事業所で9月に半月間雇用した場合、合計して「1月以上雇用する」に該当し、本事業を申請することができますか。	申請できません。 継続して1月以上雇用する必要があります。
7	X事業所において、外国人介護職員Aさんを半月雇用した後、同一法人が運営するY事業所においてAさんを半月雇用した場合、「1月以上雇用する」に該当し、X事業所又はY事業所は、本事業を申請することができますか。	申請できません。 同一事業所で1月以上雇用する必要があります。

No.	Q	A
(本補助の対象となる外国人介護職員について)		
8	外国人介護職員には、事業所での雇用期間中、どのような業務に従事させる必要がありますか。	原則として介護業務に従事させてください。 介護業務とは、「入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務」を言います。掃除、見守り、記録等の周辺業務のみに従事させることは、認められません。
9	派遣職員は、本事業の対象となりますか。	対象外です。 事業者が、直接雇用している職員が対象となるため、派遣職員は対象外となります。
(補助対象経費について)		
10	それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要がありますか。	申請の際、それぞれの費用がどの補助対象経費に該当するか明確に分けていただく必要があります。 実績報告の際にはそれぞれの補助対象経費について領収書等を提出していただきます。
11	雇用する外国人介護職員Aさんの令和6年度の日本語学校への入学金・授業料を令和5年度内に支出しました。 この場合、支出した入学金・授業料相当額は、補助対象となりますか。	原則として、事業の実施期間中である令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間外に支出した経費は補助の対象となりません。 ただし、入学金など事前に支払う必要がある経費については、令和6年度の補助対象とすることがあります。左記設問の場合は、令和6年度の補助対象となります。
12	外国人介護職員の日本語学校の入学金・授業料は60万円です。当該対象者について60万円のうち、30万円は本補助金を申請し、残りの30万円については他の補助金等を活用することは可能ですか。	対象経費を明確に切り分けられないため、不可です。 ただし、区市町村の実施する補助金において、重複する経費を申請する場合、事業者の負担分が0にならない範囲であれば申請が可能です。(交付要綱 別記 補助条件3) 例：本補助金で6万円の商品を申請。東京都は6万円のうち、2/3(補助率)の4万円を補助。 残りの2万円の内、1/2の1万円を区市町村の実施する補助金で申請することは可能(残りの2万円 全額は不可)。
13	インターネット回線使用料等は、本事業以外の目的で使うことが想定されますが、申請することは可能でしょうか。	申請は可能です。ただし、本事業の目的の範囲内で使用する費用のみ補助対象となるため、他の事業に係る費用と区分する必要があります。この場合、交付申請及び実績報告の際に、費用按分の考え方を記載した資料を根拠資料として提出していただく必要があります。
14	日本語能力試験の受験料、学習費用は対象となりますか。	対象となります。

No.	Q	A
15	外国人介護職員向けのマニュアルの作成や購入に係る経費について、外国人を指導する日本人職員が使用するマニュアルについても、本事業の対象となりますか。	補助対象事業「(1) 介護業務マニュアルの作成」として対象となります。
16	就労前の雇用条件説明時・就労後の業務指導時に通訳を依頼した場合の経費や翻訳代(就業規則、給与規則等)は、本事業の対象となりますか。	補助対象事業「(7) その他コミュニケーションを促進し、外国人介護職員の受入れ環境を整備するために必要と考えられる取組」として対象となります。
17	補助対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することはできますか。	<p>本補助金を申請することはできますが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。また、各種ポイント相当額の確認できる根拠資料(ポイント付与の条件(何円購入で何ポイント)や、1ポイント当たりの換金率が記載された、カード会社の規約書等)を提出してください。</p> <p>なお、「金額換算可能な各種ポイントが付与された場合」とは、具体的には以下のケースです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードや、その他購入に伴いポイントの付与されるポイントカード(購入先の家電量販店のポイントカード等)を利用した場合 ・上記の他、ネットショッピング等により、ポイントが付与される場合
18	補助対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与されました。その場合、「寄附金その他収入額」に計上し控除することですが、ポイントを使用する予定がない場合であっても、控除する必要はありますか。	対象経費の支払時に付与されたポイントを使用する予定がない場合であっても、必ず「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。
19	補助対象経費の支払時に、保有していたポイントカード等の利用により、補助対象経費のうち一部又は全部の金額について、金額換算可能なポイントを利用しました。この場合、本補助金を申請することはできますか。	本補助金を申請することはできますが、ポイント利用分を控除した額が補助対象経費の実支出額となります。また、ポイント利用分を確認できる領収書等を提出してください。
20	技能実習生は、入国後において、監理団体が実施する、上陸基準省令「技能実習1号口」第8号で義務付けられている講習を受講することになりますが、この講習経費を実習実施者である受入施設等が負担した場合は、補助金の対象経費となりますか。	対象外です。
21	特定技能1号の外国人職員の支援を登録支援機関に委託する場合、支援計画に含まれる「日本語学習の機会の提供」「日本人との交流促進に係る支援」に係る委託料は、補助金の対象経費となりますか。	対象外です。

No.	Q	A
22	雇用契約書を作成していない場合、雇用条件提示書や在職証明書等を提出すれば申請可能ですか。	申請できません。雇用主と被雇用者双方が押印した雇用契約書写しの提出が必要です。
23	需用費で書籍を購入する場合、コミュニケーションに関連したビジネス書等も補助対象ですか。	外国人とのコミュニケーションや異文化理解に関する書籍が補助対象です。そのため、一般的な（外国人とのコミュニケーション等を目的としていない）ビジネス書籍は補助対象外です。
24	異文化理解のため、職員が博物館等を見学する経費は補助対象になりますか。	補助対象外です。
25	法人や事業所の職員が講師を務めて謝金を支払った場合、補助対象になりますか。	法人や事業所の職員が講師を務める場合の謝金は、補助対象外です。
26	異文化理解、コミュニケーションに関する研修の講師に条件はありますか。	異文化理解やコミュニケーションの知識がある方又は講師の経験がある方に依頼をしてください。委託先が法人の場合は、会社目的に関連業務があることを確認させていただく場合があります。 なお、異文化理解の学習のため日本人職員が外国人職員の母国語を学ぶための教材・講義（研修）受講についても対象になります。